

平成 23 年 12 月 30 日

株主および登録株式質権者各位

東洋ファイバー株式会社
代表取締役社長 村田 守

北越紀州製紙株式会社との 株式交換に関するご案内

(目次)

1. 株式交換に関するご案内 2 頁
2. 株式交換に伴う口座通知手続のご案内 6 頁
3. 臨時株主総会の結果についてのご報告 7 頁
4. 配当金の振込先について 7 頁

本ご案内は平成 23 年 11 月 29 日（火）時点の株主名簿に記録された株主様に対しお送り申しあげて
おります。すでに当社株式をお持ちでない場合はお読み捨てくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

東洋ファイバー株式会社
代表取締役社長 村田 守

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成23年12月27日（火）開催の臨時株主総会において、平成24年2月1日（水）を効力発生日として、北越紀州製紙株式会社（以下、「北越紀州製紙」と記載します。）を当社の完全親会社とする株式交換を実施することを決議いたしました。

本書は本株式交換に係るお手続きについて、株主の皆様には詳細をご案内申し上げるものでありますので、何卒ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株式交換により、株主の皆様は北越紀州製紙の株主となっていただくこととなります。皆様におかれましては、長年に渡り当社にご支援賜りましたことをこの機会にあらためて厚くお礼申し上げます。今後とも当社を含む北越紀州製紙グループに対し変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 株式交換に関するご案内

(1) 北越紀州製紙株式の割り当て方法

平成24年1月31日（火）最終の当社株主名簿に記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社普通株式1株につき、北越紀州製紙の普通株式0.14株の割合をもって割り当ていたします。

(ご参考)

現在ご所有の当社普通株式に北越紀州製紙の普通株式がどのように割り当てられるかについては、次の例をご参照ください。

例1：1,000株ご所有の場合

割当比率の0.14を乗じた140株が割り当てられます。

例2：3,865株ご所有の場合

割当比率の0.14を乗じると541.1株になります。この場合は整数部分の541株が割り当てられます。端数部分の0.1株につきましては、1株に満たない端数として取りまとめたうえで一括処分し、その端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

(2) 割り当て結果のご案内

株式交換の結果、当社普通株式と引き換えに皆様には割り当てられる北越紀州製紙の普通株式は、効力発生日である平成24年2月1日（水）にお取引の証券会社等（口座管理機関）の口座に記録されます。ただし、お取引の証券会社等の口座に記録するには、期間内に証券

会社等にて「口座通知の取次」手続きをお取りいただく必要がございます。詳細につきましては4頁および6頁をご高覧ください。

また、割り当て結果につきましては、平成24年3月上旬に発送予定の「株式交換による新株式割当に関するご通知」にてご案内させていただく予定です。

(3) 株式交換の日程と株式の流通について

今後の日程は次のとおりとなる予定です。

日程	内容	ご説明
本日 から 平成24年1月23日(月) まで	口座通知期間	この期間に北越紀州製紙株式の管理をご希望される証券会社等に対し、口座通知取次手続きをご依頼ください。詳しくは4頁(4)および6頁をご参照ください。
平成24年1月25日(水)	当社の单元未満株式の買取請求最終日	当社に対する单元未満株式の買取請求の受付最終日となります。ただし、平成24年2月1日以降は北越紀州製紙に対し、買取および買増請求が可能となります。詳しくは、4頁(5)をご参照ください。
平成24年1月31日(火)	北越紀州製紙株式の割当を行う株主様の基準日	効力発生日前日の最終の当社株主名簿に記録された株主の皆様へ、北越紀州製紙の普通株式が割り当てられます。
平成24年2月1日(水)	株式交換の効力発生日 割り当てられた北越紀州製紙株式の売買開始日	効力発生日より北越紀州製紙の株主となります。また、この日より北越紀州製紙の普通株式として売買が可能となります(ただし、売買は500株単位となります)。
	北越紀州製紙の買取・買増受付開始日	この日から北越紀州製紙に対し、500株に満たない株式(割当後)の買取および買増請求が可能となります。詳しくは、4頁(5)をご参照ください。
平成24年3月上旬(予定)	株式交換による新株式の割当に関するご通知の発送	株主の皆様へ割り当てられた北越紀州製紙の株式数をご案内いたします。
平成24年3月下旬以降(予定)	端数株式処分代金のお支払い	割当の結果、1株未満の端数が生じた方に端数株式処分代金領収証をお送りいたしますので最寄の郵便局にてお受け取りください。詳しくは5頁(6)をご参照ください。

(4) 口座通知について

北越紀州製紙の株式は東京証券取引所に上場しておりますが、上場株式は原則としてお取引の証券会社等の口座にて電磁的に管理・記録いたします。

このために、株主の皆様から当社に対し、証券会社等に関する情報のご連絡（口座通知の取次請求）をいただく必要があります。

具体的には、下記期間内にお取引の証券会社等に対し、「口座通知の取次請求」手続きをしていただきますと、ご自身の口座に北越紀州製紙の株式が記録されます。

口座通知期間 平成 23 年 12 月 30 日から平成 24 年 1 月 23 日まで

この「口座通知の取次請求」の際に、同封の「口座通知取次請求の記録のための呈示書面」（以下、「呈示書面」といいます。）をお取引の証券会社等にご提出いただく必要がございます。その他のお手続きの詳細についてはお取引の証券会社等にお問い合わせください。

なお、上記口座通知の取次期間はお取引の証券会社等によっては早期に受付を終了する可能性もございますので、お早めにお手続きくださいますようお願い申し上げます。

なお、当該期間中に**口座通知手続きをされない場合は、みずほ信託銀行に特別口座が開設され、北越紀州製紙株式を記録いたします。従いまして、口座通知手続きをされなくても北越紀州製紙株式の割当は行います。**

また、特別口座に記録された場合は、いつでもお取引の証券会社等に口座振替（移管手続）を行うことが可能であり、直接単元未満株式の買取・買増手続（後記（5））を行うことも可能です。

ただし、特別口座は市場において直接お取引（500 株単位でのお取引となります。）することはできませんので、この場合は一旦お取引の証券会社等に口座振替を行っていただいたうえでお取引いただく必要が生じますのでご留意ください。なお、本件につきましては後記のご案内もご高覧ください。

(5) 単元未満株式について

①当社の買取請求について

当社の単元未満株式（1 ～ 999 株の当社株式）の買取請求は平成 24 年 1 月 25 日まで承ります。お手続き書類のご請求やご不明な点のお問い合わせは後記・株主名簿管理人（みずほ信託銀行）までお願いいたします。なお、買取価格は 1 株あたり 50 円です。

②北越紀州製紙の買取・買増について

北越紀州製紙の単元株式数は 500 株です。株式交換によりご所有の当社株式に 0.14 を乗じた北越紀州製紙の株式が割当られますので、多くの株主様に北越紀州製紙の単元未満株

式（1～499株）が割当られることとなりますが、**株式交換以降は北越紀州製紙に対し、買取請求が可能です。**ただし、北越紀州製紙は東京証券取引所に上場しておりますので、株式を管理されている証券会社等が受付窓口となります。

また、北越紀州製紙ではご所有の単元未満株式に、単元に不足する株数を買増ししていただく「買増請求」も可能です。例えば北越紀州製紙株式を140株ご所有の場合、360株を買増ししていただき、500株にすることも可能です。こちらについても、ご希望の方は効力発生日以降、北越紀州製紙株式を記録している証券会社等に対しお手続きください。

北越紀州製紙は東京証券取引所に上場しておりますので、いずれもお手続きが株主名簿管理人であるみずほ信託銀行に到着した日の株価（終値）にて計算し、買取または買増いたします。

なお、前記（4）の口座通知手続きをお取りでない場合は、本お手続きのいずれもみずほ信託銀行が受付窓口となります。

(6) 端数株式処分代金について

北越紀州製紙普通株式の割り当ての結果、1株未満の端数が生じた場合は、一括して取りまとめうえで法定の手續により処分し、その処分代金を端数に応じて現金にて精算させていただきます。

端数株式処分代金は、平成24年3月下旬以降（予定）に「端数株式処分代金領収証」にてお届けのご住所にお送りいたしますので、**最寄の郵便局（またはゆうちょ銀行）にお持ちいただき、処分代金をお受け取りください。なお、この際に本人確認書類（免許証など）の提示を求められることがございますのでご注意ください。**

2. 株式交換に伴う口座通知手続のご案内

平成 24 年 2 月 1 日に北越紀州製紙株式会社を完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換を実施するにあたり、平成 24 年 1 月 31 日最終の当社株主名簿に記録された株主様に対し、ご所有の当社普通株式 1 株に対し 0.14 株の割合で北越紀州製紙の普通株式を割当交付いたします。

ただし、北越紀州製紙は東京証券取引所に上場しておりますので、新株式についてはお取引をされている証券会社等（口座管理機関）の口座に記録させていただきます。

このため、皆様にはお取引の証券会社等に対し、割当を受ける株式を記録するためのお手続きをお取りいただく必要がございます。つきましては、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「振替法」といいます。) 第 131 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおりご案内させていただきます。

記

(1) 口座通知について

株式交換に伴い交付される北越紀州製紙の普通株式を、平成 24 年 2 月 1 日にお取引の証券会社等の口座に記録するためには、平成 24 年 1 月 23 日までに同封の「口座通知取次請求のための呈示書面」をお取引の証券会社等へご呈示いただき、所定のお手続き（「口座通知の取次」手続き）をお取りいただく必要がございます。

なお、この「口座通知の取次」は、証券会社等によっては受付期限がより早い場合もありますので、お早めにお取引の証券会社等にご確認いただき、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

(2) 口座通知がなされなかった場合の取扱い

上記 (1) のお手続きがなされなかった場合は、以下の口座管理機関に特別口座が開設され、平成 24 年 2 月 1 日に北越紀州製紙の株式を記録させていただきます。なお、特別口座に記録された場合は、同日以降、お取引の証券会社等へ口座振替を行うことが可能です。

＜特別口座の口座管理機関＞

みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

(3) 株式会社証券保管振替機構への通知について

本株式交換に伴い交付される北越紀州製紙株式を記録するため、同社は振替法第 130 条第 1 項に基づき、割当対象となる当社株主様のお名前、割当新株式数等を株式会社証券保管振替機構へ通知させていただきます。

以 上

3. 臨時株主総会の結果についてのご報告

平成23年12月27日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご報告いたします。

記

決議事項

議案 当社と北越紀州製紙株式会社との株式交換契約承認の件

原案どおり当社と北越紀州製紙株式会社との間で締結した株式交換契約が承認可決されました。なお、株式交換の効力発生日は、平成24年2月1日であります。

以上

4. 配当金の振込先について

北越紀州製紙との株式交換に伴い、新たに北越紀州製紙の株主となられた後も引続き毎年3月31日および9月30日（決算基準日）現在の株主に対し、剰余金の配当を受け取る権利が生じます。※

お受け取り方法として、予め振込指定の手続きをされると確実にお受け取りいただけます。お手続き方法は証券会社等によって異なりますのでお取引の証券会社等にお問い合わせください。なお、特別口座に記録される方はみずほ信託銀行にお問い合わせください。

上場株式については、銘柄に関わらず全ての配当金を同一の口座で受領する方式（登録配当金受領口座方式）やお取引の証券会社等にてお受け取りいただく方法（株式数比例配分方式）がございます。このため、既に証券会社等とお取引があり、いずれかを既にご指定の場合は新たにお手続きをお取りいただく必要はございません。

ただし、株式数比例配分方式は、特別口座にて株式を管理されている方はご利用いただけませんので、特別口座に記録される方は、配当金の基準日までにお取引の証券会社等に口座振替していただく必要がございます。

なお、当社が最後に配当金をお支払いしてから相当年数を経過しておりますので、一部の株主様におかれましては、振込先のお届けが古いままとなっている可能性がございます。株式交換後もご指定の振込先をそのまま引き継ぎますが、銀行等の金融機関の再編、本支店の統廃合等により、ご指定口座への振込ができない可能性がございますのでご注意ください。なお、変更される場合は、お取引の証券会社等（特別口座の場合はみずほ信託銀行）にお問い合わせください。

なお、配当金のお振込みができなかった株主様については、みずほ信託銀行よりお支払いのための書類が後日送られます。また、その後の配当金は、別途お手続きをいただくまでは配当金領収証（郵便局の窓口にて受領できます）を株主様にお送りする方法に変更いたします。

※ 剰余金の配当は株主総会または会社が剰余金の配当を行うことを決定した際にお支払をするものであり、各決算日において必ず剰余金の配当がなされるとは限りません。

■本件お問い合わせ先

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社

(郵便物送付先)

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(電話)

0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 平日 9:00～17:00